

浜松市自治会集会所整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域住民の福祉の向上及びコミュニティづくりに寄与するため、誰もが安全かつ円滑に利用することができる集会所の整備を行う自治会等に対し、予算の範囲内において浜松市自治会集会所整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会等とは、当該地域の発展及び福祉の向上を図ることを目的として、町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体を行い、複数による連合体を含む。
- (2) 集会所とは、自治会等が所有する建物又はその部分で、会議及び集会に必要な機能を有し、地域住民が福祉の向上及びコミュニティづくりの核として利用するものをいう。
- (3) 津波避難ビル機能を持つ集会所とは、集会所のうち、住民等が津波から一時的又は緊急に避難、退避する施設として、次に掲げる条件を備えたものをいう。
 - ア 昭和56年6月1日以降の建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条に規定する構造基準に適合する鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）及び鉄骨造（S造）の建物であること。
 - イ 鉄骨造の場合は、「津波に対し、構造耐力上安全な建築物の設計法等に係る追加的知見について」（平成23年11月17日付け国住指第2570号国土交通省住宅局長通知）に基づく、津波に対して安全性を確保したものであること。
 - ウ 外部からの避難者が災害時に直接避難でき、安全な施設であること。
 - エ 静岡県第4次地震被害想定での浸水深2メートル以上の地域に建築するものであること。
 - オ 津波避難場所は、静岡県第4次地震被害想定による浸水深に4メートルを加えた高さ以上で、「津波に対し、構造耐力上安全な建築物の設計法等に係る追加的知見について」（平成23年11月17日付け国住指第2570号国土交通省住宅局長通知）に基づく場所に整備されていること。
 - カ 津波発生時における災害時拠点として、補助対象事業が完了するまでに市と協定を締結していること。
- (4) 整備とは、集会所の新築、増築、改修、購入及び耐震補強（ランクⅠにするもの。以下同じ。）のうち、建築基準法及びその他の法令に適合するものをいう。
- (5) 新築とは、新たに集会所を更地に建築すること及び既存の集会所の全部を除去した後には又は災害等により既存の集会所の全部が滅失した後に新たに建築することをいう。ただし、仮設の建物の建築は除く。
- (6) 増築とは、既存の集会所の延べ床面積を原則として10平方メートル以上増加させ

ることをいう。

(7) 改修とは、既存の集会所の一部を除去し、又は災害等によりこれらの一部が滅失した後、これと規模及び構造の著しく異ならないものを造ること及び施設の老朽化により、利用者に危険があるなど運営管理上支障があると認められる箇所に対する修繕で次に掲げることをいう。(第7号に該当しない耐震補強工事を含む。)

ア 既存の集会所の機能向上を図るもの

イ 既存の集会所の長寿命化を図るもの

ウ 既存の集会所の主要部分(基礎、土台、柱、壁、はり、屋根、床、天井、階段等)及びその付帯部分(給排水衛生設備、電気ガス設備、空調設備等)の補修を図るもの。ただし、一般的な管理に関するものは除く。

(8) 購入とは、既存の建物又はその部分を新たに集会所として有償で取得することをいう。

(9) 耐震補強とは、次に掲げる条件を備えた既存集会所の耐震補強を実施するものをいう。なお、耐震補強工事と併せて行う第5条第1項第1号の工事についても対象事業とする。

ア 昭和56年5月31日以前に建築された既存の集会所又は、同日において工事中であった既存の集会所を耐震補強するもの。

イ 浜松市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱別表第1の4(令和6年4月1日施行)(以下、「TOUKAI-0」という。)に規定する耐震診断又は、これに準ずる耐震診断を実施した結果、木造(W造)については1階上部構造評点が1.0未満、非木造については I_s/E_T (静岡県耐震判定指標値)が1.0未満であったものを、県の東海地震に対する耐震性能を表す判定基準のランクI(木造、非木造それぞれ1.0以上)となる耐震補強を実施するもの。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者(以下「補助事業者」という。)とする。

(1) 自治会等であること。

(2) 市税を完納していること。

(3) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

(1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

(2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

(5) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

(補助対象事業)

第4条 この要綱における補助対象事業は、申請者が自己の所有する集会所を整備するものをいう。ただし、各年度において補助対象となる集会所は、1自治会等につき1集会所とし、補助対象事業は1集会所につき1件とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 新築、増築、改修、耐震補強の場合

ア 基礎工事及び本体工事に要する経費

イ 内外装工事に要する経費

ウ 給排水衛生設備工事に要する経費

エ 電気ガス設備工事に要する経費

オ 空調設備工事に要する経費（建物の一部となっている設備を要する冷暖房機器を含む）

カ 警報装置工事及び消火設備工事に要する経費

キ 耐震補強（ランクⅠにするもの以外のものを含む）に要する経費

(2) 購入の場合

ア 既存の建物又はその部分の購入に要する経費

イ 購入した建物又はその部分への前号に掲げる整備に要する経費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費については補助の対象としない。

(1) 土地の購入及び借入れに要する経費

(2) 整地及び外構工事に要する経費（建物部分以外の造成工事及び駐車場整備に係る工事に要する経費を含む）

(3) 植栽に要する経費（造園整備に係る工事に要する経費を含む）

(4) 既存の集会所の全面解体又は移転に要する経費

(5) 工事及び購入の手續に要する経費及び事務に要する経費（設計料、登記関係費用及び消費税を除く各種税金を含む）

(6) 備品購入に要する経費（什器類及び建物の一部とみなすことのできない設備の購入に要する経費を含む）

(7) 国、県又は市の補助金等の交付を受けた又は受ける見込みのある経費

3 申請者は購入を除く整備における施工業者の決定について、3者以上から見積書を徴収し、一定の競争性の確保及び経費削減に努めなければならない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で前条第1項に定める経費の3分の1以内の額とする。ただし、津波避難ビル機能を持つ集会所の新築の場合にあっては、予算の範囲内で前条第1項に定める経費の2分の1以内の額とする。

2 新築及び購入の場合にあっては1,000万円、増築及び改修の場合にあっては350万円、津波避難ビル機能を持つ集会所の新築の場合にあっては3,000万円、耐震補強の場合にあっては400万円を限度とする。この場合において、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

3 区画整理等の理由により集会所を整備する場合で、当該申請者に補償金等の収入があ

る場合においては、集会所の整備にかかる総事業費から補償金等を減額し、その残金内の補助対象経費のみを補助対象として、前2項の規定に基づき補助額を算定する。

(補助の制限)

第7条 この要綱に基づく補助金の交付を受けた自治会等に対する補助金交付の要件として、次の各号のとおり定める。ただし、災害その他特別の事情により市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(1) 新築及び購入に係る補助を受ける場合において、過去に新築及び購入に係る補助金の交付を受けた場合はその年度から30年、過去にその他の整備に係る補助金の交付を受けた場合はその年度から10年を経過していること。

(2) 増築及び改修に係る補助を受ける場合において、過去に補助金の交付を受けた年度から10年を経過していること。

2 耐震補強に係る補助を受ける場合においては、期間による補助の制限はないものとする。ただし、前項に掲げる期間は、当該補助金の交付年度から新たに起算するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の申請者は第2条第1号に規定する自治会等とし、浜松市自治会集会所整備事業費補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 共通書類

ア 自治会集会所整備事業計画書(第2号様式)

イ 自治会集会所整備事業収支予算書(第3号様式)

ウ 建築確認通知書の写し(建築確認を受ける必要がある場合に限る。)

エ 敷地の取得又は使用についての権原を証する書類

オ 位置図、配置図、立面図及び平面図

カ 現況写真

キ 工程表

ク 自治会集会所整備事業計画に関する報告書(第4号様式)

ケ 当該年度の自治会等事業計画及び予算書(総会資料等)

コ 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書(第5号様式)(給与所得者を雇用する事業者である場合に限る)

(2) 新築の場合に提出する書類

ア 入札又は見積合わせ参加者の工事見積書の写し

イ 施工業者の見積の内訳等、補助対象経費が確認できる書類

ウ 公図写し

エ 津波に対して安全性を確保していることを証する書類(鉄骨造(S造)の津波避難ビル機能を持つ集会所の新築のみ)

(3) 購入の場合に提出する書類

ア 公図写し

イ 売買見積書の写し等、補助対象経費が確認できる書類

(4) 増築及び改修の場合に提出する書類

- ア 入札又は見積合わせ参加者の工事見積書の写し
- イ 施工業者の見積の内訳等、補助対象経費が確認できる書類
- (5) 耐震補強の場合に提出する書類
 - ア 入札又は見積合わせ参加者の工事見積書の写し
 - イ 施工業者の見積の内訳等、補助対象経費が確認できる書類
 - ウ 建築年次を確認できる書類
 - エ 耐震診断書（補強計画前、補強計画後）。ただし、「TOUKAI-0」による耐震診断を実施した場合は、「TOUKAI-0」で提出した診断結果報告書及び交付確定通知書の写しを提出することとし、計画前の耐震診断書の提出は不要とする。
 - オ 自治会集会所耐震補強報告書（第6号の1又は第6号の2様式）
 - カ 補強計画平面図

(6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 認可地縁団体でない者が申請する場合は、集会所が申請者の所有であることを明らかにしなければならない。
- 3 申請者は、申請内容について、団体の定める方法により、意思決定の手続を経ておかななければならない。

(交付の決定及び条件)

第9条 市長は、前条により補助金の交付の申請があったときはこれを審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは補助金の交付を決定し、浜松市自治会集会所整備事業費補助金交付決定通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 補助金は、当該補助事業の実施に要する経費以外に使用してはならない。
 - (2) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容を変更、又は経費の配分を変更しようとする場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示に従うこと。
 - (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
 - (6) 市長の承認を受けて(5)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
 - (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (8) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後第13条第2項に定める期間保管しておかななければならない。

(9) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。

(10) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。

(11) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

(工事等の着手)

第10条 申請者は、前2条の手続等が済んだ後に契約書を市長に提出し、工事等に着手するものとする。

(変更承認申請)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者が集会所の整備事業の内容の変更の承認を受けようとするときは、浜松市自治会集会所整備事業変更承認申請書(第8号様式)に変更事業計画書、変更収支予算書その他必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金の交付決定の変更等)

第12条 市長は、前条の申請により変更の承認をしたとき及び規則第9条第1項の規定により補助金の交付の決定の内容の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、浜松市自治会集会所整備事業費補助金交付決定変更通知書(第9号様式)により申請者に通知するものとする。

(財産の管理等)

第13条 補助事業者は、規則第19条に規定する補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助金の交付を受けた年度終了後次の各号に定める期間保管しておかなければならない。

(1) 新築又は購入に係る補助を受けた場合 30年間

(2) その他に係る補助を受けた場合 10年間

(財産処分の制限)

第14条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合を除き、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して市長が定める期間とする。

(整備事業の中止又は廃止)

第15条 補助金の交付の決定を受けた者が集会所の整備事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに浜松市自治会集会所整備事業中止・廃止承認申請書(第10号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第16条 規則第13条の規定による実績報告は、浜松市自治会集会所整備事業実績報告書(第11号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、整備事業完了後1月以内に市長に提出して行うものとする。

(1) 共通書類

ア 自治会集会所整備事業収支決算書(第12号様式)

イ 施工中及び完成後の写真

ウ 契約書に記載された契約相手の請求書の写し又は領収書の写し。ただし請求書の写しの場合は、支払い後速やかに領収書の写しを市長に提出するものとする。

エ 検査済証の写し(建築確認を受ける必要がある場合に限る。)

(2) 購入の場合に提出する書類

ア 所有権移転登記後の建物登記事項証明書

(3) 耐震補強

ア 自治会集会所耐震補強報告書(第6号の1又は第6号の2様式)

(4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条の報告を受けた場合はその内容を審査し、適当であると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、浜松市自治会集会所整備事業費補助金確定通知書(第13号様式)により申請者に通知するものとする。

(概算払の申請)

第18条 規則第16条第2項の規定により、補助金の概算払を受けようとする者は、浜松市自治会集会所整備事業費補助金概算払承認申請書(第14号様式)に資金状況調(第15号様式)を添えて市長に提出しなければならない。

(概算払の承認通知)

第19条 市長は、規則第16条第2項の規定により、概算払をする必要があると認めるときは、浜松市自治会集会所整備事業費補助金概算払承認通知書(第16号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第20条 補助金の請求は、補助金の額が確定した後5日以内に請求書(第17号様式)を提出して行うものとする。ただし、前2条に定める概算払について、承認通知後5日以内に提出するものとする。

(利用状況の報告)

第21条 補助金の交付を受けた者は、交付を受けた年度の翌年度から5年間、施設の利用状況を利用状況報告書(第18号様式)により、各年度終了後1月以内に市長に報告しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には第9条第1項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又はこの要綱に基づく指示その他法

令若しくはこれらに基づく市長の処分に違反したとき。

(3) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

4 市長は、第1項の規定による交付決定の取消し及び前項の規定による補助金の返還命令を決定したときは、補助事業者に対し、補助金交付決定取消通知書及び返還命令書（第19号様式）により通知するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第23条 補助事業者は、前条第3項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度から令和8年度までの補助金に適用する。

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の浜松市自治会集会所整備事業費補助金交付要綱及び浜松市自治会集会所整備事業費補助金交付要領の規定に基づいてされた申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度から令和8年度までの補助金に適用する。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の補助金に適用する。

（あて先）浜松市長

団体の名称

所在地

代表者役職・氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

浜松市自治会集会所整備事業費補助金交付申請書

浜松市自治会集会所整備事業費補助金の交付を受けたいので、浜松市自治会集会所整備事業費補助金交付要綱第8条に基づき下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の種別

- (1) 新築 (2) 増築 (3) 改修 (4) 購入 (5) 津波避難ビル機能を持つ集会所の新築
(6) 耐震補強（ランクⅠにするもの）

3 交付を受けようとする補助金の額

- (1) 総事業費 円
ア 補助対象事業費 円
イ 補助対象外事業費 円
(2) 交付申請額 円

4 市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）

- 浜松市自治会集会所整備事業費補助金交付要綱第3条の規定により、市において、申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。

5 暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）

- 浜松市自治会集会所整備事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。

(1) 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- ・暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- ・暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- ・暴力団員等と密接な関係を有する者
- ・（法人その他の団体の場合）上記3点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

- (2) 浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

6 給与所得者を雇用する事業者の確認（いずれか該当するものに☑を記入）

- 給与所得者を雇用する事業者ではありません。
- 給与所得者を雇用する事業者です。 → 給与所得者を雇用する事業者である場合の添付書類を提出

7 添付書類

(1) 共通書類

- ア 自治会集会所整備事業計画書（第2号様式）
- イ 自治会集会所整備事業収支予算書（第3号様式）
- ウ 建築確認通知書の写し（建築確認を受ける必要がある場合に限る。）
- エ 敷地の取得又は使用についての権原を証する書類
- オ 位置図、配置図、立面図及び平面図
- カ 現況写真
- キ 工程表
- ク 自治会集会所整備事業計画に関する報告書（第4号様式）
- ケ 当該年度の自治会等事業計画及び予算書（総会資料等）
- コ 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（第5号様式）（給与所得者を雇用する事業者である場合に限る）

(2) 新築の場合に提出する書類

- ア 入札又は見積合わせ参加者の工事見積書の写し
- イ 施工業者の見積の内訳等、補助対象経費が確認できる書類
- ウ 公図写し
- エ 津波に対して安全性を確保していることを証する書類（鉄骨造（S造）の津波避難ビル機能を持つ集会所の新築のみ）

(3) 購入の場合に提出する書類

- ア 公図写し
- イ 売買見積書の写し等、補助対象経費が確認できる書類

(4) 増築及び改修の場合に提出する書類

- ア 入札又は見積合わせ参加者の工事見積書の写し
- イ 施工業者の見積の内訳等、補助対象経費が確認できる書類

(5) 耐震補強の場合に提出する書類

- ア 入札又は見積合わせ参加者の工事見積書の写し
- イ 施工業者の見積の内訳等、補助対象経費が確認できる書類
- ウ 建築年次を確認できる書類
- エ 耐震診断書（補強計画前、補強計画後）
ただし、「TOUKAI-0」による耐震診断を実施した場合は、「TOUKAI-0」で提出した診断結果報告書及び交付確定通知書の写しを提出することとし、計画前の耐震診断書の提出は不要とする。
- オ 自治会集会所耐震補強報告書（第6号の1又は第6号の2様式）
- カ 補強計画平面図

(6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

自治会集会所整備事業計画書

1 事業の種別

- (1) 新築 (2) 増築 (3) 改修 (4) 購入 (5) 津波避難ビル機能を持つ集会所の新築
(6) 耐震補強（ランク I にするもの）

2 設置の場所

町 番地
区
浜松市
丁目 番 号

3 事業の概要（該当事業に○印を付し、記入してください。）

(1) 新築

ア 構造

イ 面積 m^2
1階 m^2 、2階 m^2

(2) 増築

ア 増築内容

イ 施工前後面積

構造	施工前面積	施工後面積
1階	m^2	m^2
2階	m^2	m^2
その他	m^2	m^2
計	m^2	m^2

(3) 改修

ア 改修内容

(4) 購入

ア 構造

イ 面積 m^2
1階 m^2 、2階 m^2

ウ 購入予定年月日 年 月 日

(5) 津波避難ビル機能を持つ集会所の新築

ア 構造

※鉄骨造の場合は、津波に対して安全性を確保していることを証する書類を添付

イ 面積 m^2
1階 m^2 、2階 m^2 、3階 m^2 、4階 m^2
屋上を津波避難場所とする場合の屋上 m^2

ウ 避難場所となる場所及び、避難場所の地上からの高さ
避難場所 ()
地上からの高さ (m)

エ 避難時の避難場所までの経路

オ 津波発生時災害拠点としての、市危機管理課との協定の調整

協定締結済み 調整中 (完成時に協定締結) 未調整

カ 浜松市津波避難施設等整備事業費補助金の申請

申請済み 調整中 (適正な時期に申請予定) 未調整

(6) 耐震補強 (ランク I にするもの)

ア 建築年次

昭和56年5月31日以前の旧耐震設計基準で建築 (同日において工事中のものを含む)

昭和56年6月1日以降の新耐震設計基準で建築

イ 構造

ウ 面積

構造	面積	施工後面積 (増築した場合記載)
1階	m ²	m ²
2階	m ²	m ²
その他	m ²	m ²
計	m ²	m ²

エ 工事の概要

オ 1階上部構造評点 (木造のみ記入)

改修前 () 改修後 ()

カ I s / E T 値 (非木造のみ記入)

改修前 () 改修後 ()

4 過去10年間に当補助を受けた実績 (該当する場合)

5 敷地の概要

(1) 地目

(2) 地積 m²

(3) 所有者住所氏名

ア 住所

浜松市 区 町 番地

丁目 番号

イ 氏名

6 工事の施行期間

(1) 着工 年 月 日

(2) 完了 年 月 日

7 供用開始予定年月日

年 月 日

第3号様式（第8条関係）

自治会集会所整備事業収支予算書

1 収入の部 (単位：円)

科目	金額	説明
本補助金		
自治会負担金		
他の補助金等		補助金名、補助対象経費等
その他		
計		

2 支出の部 (単位：円)

科目	金額	説明
計		

自治会集会所整備事業計画に関する報告書

自治会集会所整備事業計画に関して地元住民の同意を得ましたので、下記のとおり報告いたします。

年 月 日

団体の名称
所在地
代表者役職・氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

記

1 同意した日

年 月 日

2 同意の仕方及び結果

- (1) 方法 : 総会 ・ 役員会 ・ その他 ()
(2) 対象者 : 全自治会員 ・ 全役員 ・ その他 ()
(3) 対象人員 : 人 (内賛成 人)
(4) 結果 : 賛 ・ 否

3 同意事項

- (1) 事業の種類 : 新築 ・ 増築 ・ 改修 ・ 購入 ・ 耐震補強
(2) 実施予定時期 : 年 月 日 から 年 月 日まで
(3) 事業経費 : 円

(内訳)

- ア 積立金 : 円
イ 徴収金 : 円
(世帯当たり 円)
ウ 徴収方法等 :
エ 借入金等 : 借入額 円
借入先
オ その他 : ()

4 施工業者の選定（購入の場合は不要）

ア 3者以上の見積合わせによるもの

○ 業者名・金額

1	業者名	金額	円
2	業者名	金額	円
3	業者名	金額	円
4	業者名	金額	円
5	業者名	金額	円
6	業者名	金額	円
7	業者名	金額	円
8	業者名	金額	円
9	業者名	金額	円
10	業者名	金額	円

○ 決定業者名

○ 決定金額 円

○ 決定理由

イ 単独業者によるもの

○ 業者名

○ 金額 円

○ 決定理由

5 上記1から4についての住民への周知

(1) 有（した）

ア 年 月 日

イ 文書 ・ その他

()

ウ 各戸配布 ・ 回覧 ・ その他

()

(2) 無（していない）

自治会集会所耐震補強報告書（木造）（交付申請・実績報告）

報告書記載者（下記内容を熟知した設計者もしくは工事監理者等が記載してください）

（会社名 名 前 ）

（署名又は記名押印をしてください。）

建築物	名称				
	所在地				
	用途				
	規模	(階数) 階			
	(床面積) 1階	m ²	2階	m ²	
		合計	m ²		
所有者	住所				
	氏名				
耐震診断 (補強計画前)	市の TOUKAI-0 の補助による耐震診断の実施について (該当箇所にチェック)	<input type="checkbox"/> 市の TOUKAI-0 の補助による耐震診断の実施 <input type="checkbox"/> 市の TOUKAI-0 の補助による耐震診断は実施していないが、それに準ずる耐震診断を実施			
	診断者	名称			
		氏名			
		住所			
		診断年月日	年	月	日
診断結果 (補強計画前)	総合評点	総合結果(1階部分)	()		
	(1階上部構造評点)	内 訳	1階	X方向 ()、Y方向 ()	
			2階	X方向 ()、Y方向 ()	
	診断結果に対する所見				
補強計画	補強計画策定者	名称			
		氏名			
		住所			
		策定年月日	年	月	日
	診断結果 (補強計画後)	総合評点	総合結果(1階部分)	()	
(1階上部構造評点)		内 訳	1階	X方向 ()、Y方向 ()	
			2階	X方向 ()、Y方向 ()	
補強計画の概要					

補強計画	具体的な補強内容	
補強計画	総合所見	
補強計画	総合所見	<p>上記補強計画どおり、補強工事が施工されたことを確認しました。</p> <p>確認者（補強計画策定者又は工事監理者）</p> <p>住 所</p> <p>会社名</p> <p>氏 名</p> <p>（署名又は記名押印をしてください。）</p>

※交付申請時は、補強工事欄は空欄とし、実績報告時には記載したものを提出。

（実績報告時は、交付申請時に補強工事以外を記載した状態で押印前のものをコピーしたものを使用しても結構です。）

自治会集会所耐震補強報告書（非木造） （交付申請・実績報告）

報告書記載者（下記内容を熟知した設計者もしくは工事監理者等が記載してください）

（会社名 名 前 ）

（署名又は記名押印をしてください。）

建築物	名称			
	所在地			
	用途			
	規模	(階数) 階 (床面積) 1階 m ² 、2階 m ² 、3階 m ² 合計 m ²		
所有者	住所			
	氏名			
耐震診断 (補強計画前)	市のTOUKAI-0の補助による耐震診断の実施について (該当箇所にチェック)	<input type="checkbox"/> 市のTOUKAI-0の補助による耐震診断の実施 <input type="checkbox"/> 市のTOUKAI-0の補助による耐震診断は実施していないが、それに準ずる耐震診断を実施		
	診断者	名称		
		氏名		
		住所		
	診断年月日	年 月 日		
診断結果 (補強計画前)	I s / E T	総合結果	X方向 ()、Y方向 ()	
		内訳	1階	X方向 ()、Y方向 ()
			2階	X方向 ()、Y方向 ()
	3階	X方向 ()、Y方向 ()		
診断結果に対する所見				
補強計画	補強計画策定者	名称		
		氏名		
		住所		
		策定年月日	年 月 日	
	補強計画の概要 診断結果 (補強計画後)	I s / E T	総合結果	X方向 ()、Y方向 ()
内訳			1階	X方向 ()、Y方向 ()
			2階	X方向 ()、Y方向 ()
			3階	X方向 ()、Y方向 ()
補強計画の概要 (次頁へ続く)				

補強計画	補強計画の概要	
	具体的な補強内容	
	総合所見	
補強計画	総合所見	<p>上記補強計画どおり、補強工事が施工されたことを確認しました。</p> <p>確認者（補強計画策定者又は工事監理者）</p> <p>住 所</p> <p>会社名</p> <p>氏 名</p> <p>（署名又は記名押印をしてください。）</p>

※交付申請時は、補強工事欄は空欄とし、実績報告時には記載したものを提出。

（実績報告時は、交付申請時に補強工事以外を記載した状態で押印前のものをコピーしたものを使用しても結構です。）

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

浜松市自治会集会所整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浜松市自治会集会所整備事業費補助金について、次のとおり条件を付して補助します。

記

1 補助事業の種別

(1) 新築 (2) 増築 (3) 改修 (4) 購入 (5) 津波避難ビル機能を持つ集会所の新築
(6) 耐震補強（ランク I にするもの）

2 補助金の額

金額		百万			千			円
----	--	----	--	--	---	--	--	---

3 交付の条件

- 補助金は、当該補助事業の実施に要する経費以外に使用してはならない。
- 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - 補助事業の内容を変更、又は経費の配分を変更しようとする場合
 - 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- 市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示に従うこと。
- 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- 市長の承認を受けて(5)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書

類を補助金の交付を受けた年度終了後次の各号に定める期間保管しておかなければならない。

ア 新築又は購入に係る補助を受けた場合 30年間

イ その他に係る補助を受けた場合 10年間

- (9) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (10) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- (11) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (12) 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して市長が定める期間とする。

年 月 日

（あて先）浜松市長

団体の名称

所在地

代表者役職・氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

浜松市自治会集会所整備事業変更承認申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付の決定を受けた自治会集会所整備事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

記

1 補助事業の種別

(1) 新築 (2) 増築 (3) 改修 (4) 購入 (5) 津波避難ビル機能を持つ集会所の新築
(6) 耐震補強（ランクⅠにするもの）

2 変更の内容

3 変更の理由

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

浜松市自治会集会所整備事業費補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け浜松市指令 第 号をもって決定した浜松市自治会集会所整備事業費補助金の交付決定の内容を次のとおり変更します。

記

1 変更の内容

(1) 変更後の補助額

金額		百万			千			円
----	--	----	--	--	---	--	--	---

(2) 変更前の補助額

金額		百万			千			円
----	--	----	--	--	---	--	--	---

2 変更の理由

年 月 日

（あて先）浜松市長

団体の名称

所在地

代表者役職・氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

浜松市自治会集会所整備事業中止・廃止承認申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付の決定を受けた自治会集会所整備事業を、次のとおり中止・廃止したいので申請します。

記

1 補助事業の種別

(1) 新築 (2) 増築 (3) 改修 (4) 購入 (5) 津波避難ビル機能を持つ集会所の新築
(6) 耐震補強（ランク I にするもの）

2 中止・廃止の理由

年 月 日

（あて先）浜松市長

団体の名称

所在地

代表者役職・氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

自治会集会所整備事業実績報告書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付の決定を受けた自治会集会所整備事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 完了の年月日

年 月 日

2 事業の内容及び成果

3 収支の状況

別紙、自治会集会所整備事業収支決算書のとおり

4 交付確定を受けたい額

	百万			千			円
--	----	--	--	---	--	--	---

自治会集会所整備事業収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

科 目	金 額	説 明
本補助金		
自治会負担金		
他の補助金		補助金名、補助対象経費等
その他		
計		

2 支出の部

(単位：円)

科 目	金 額	説 明
計		

第 号
年 月 日

様

浜松市長

浜松市自治会集会所整備事業費補助金確定通知書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により決定した浜松市自治会
集会所整備事業費補助金について、次のとおり確定します。

記

1 交付確定額

金 額		百万			千			円
-----	--	----	--	--	---	--	--	---

年 月 日

（あて先）浜松市長

団体の名称

所在地

代表者役職・氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

浜松市自治会集会所整備事業費補助金概算払承認申請書

年 月 日付け浜松市指令 第 号により補助金交付の決定を受けた浜松市自治会集会所整備事業費補助金について、次のとおり概算払を承認されるよう申請します。

記

1 概算払承認申請の理由

2 概算払承認申請の時期及び額

時 期		
金 額		

資 金 状 況 調

区分	月別	月	月	月	月	月	月	月
収 入								
	計							
支 出								
	計							
差引残高								

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

浜松市自治会集会所整備事業費補助金概算払承認通知書

年 月 日付け承認申請のあった浜松市自治会集会所整備事業費補助金の概算払については、次のとおり承認します。

記

承認の内容

時 期		
金 額		

請 求 書

金額			千	百	拾	万	千	百	拾	円
----	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、

支 払 方 法	口座払 ・ 直接払	口 座 情 報	銀 行 信 用 金 庫 農 協	本 店 支 店 支 所	普 通 当 座	第	号
			フリガナ 口座名義				

上記の金額を請求します。

年 月 日

(あて先) 浜 松 市 長

団体の名称

所在地

代表者役職・氏名

年 月 日

利用状況報告書

団体の名称

補助金の交付決定年月 年 月

地区の人口・世帯数 人 世帯
(4月1日現在)

1 施設の利用状況

区分	自治会	シニア クラブ等	子供会	女性団体	サークル活動	ボランティア 活動	その他 ※	計
年間利 用日数								
延べ利 用人数								

* 年間利用日数は、年度（4月1日から翌年3月31日まで）で記入してください。

* その他について具体的に記入してください

()

2 施設整備を機会に新たに始まったコミュニティ活動の状況

3 施設整備を機会に盛んになったコミュニティ活動の状況

浜松市指令 第 号
年 月 日

様

浜松市長

補助金交付決定取消通知書及び返還命令書

年 月 日付け浜松市指令 第 号による 年度浜松市自治会集会所整備事業費補助金の交付の決定（以下「本件決定」という。）（の一部）を、次のとおり、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「市交付規則」という。）第17条第1項に基づき取り消すとともに、市交付規則第18条第1項に基づき返還を命じます。

1 交付決定の取消し及び返還命令額

補助金名	交付決定（確定）額	取消し及び返還命令額
浜松市自治会集会所整備事業費補助金	円	円

2 取消しをする根拠及び理由

3 補助金返還、加算金及び延滞金

- 市交付規則第18条第1項により、交付決定を取り消された場合は、既に交付された補助金を返還しなければならないとされています。別途発行する納入通知書により納付してください。
- 市交付規則第18条の2第1項により、交付決定取消額とは別に加算金（補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した額）を納付する必要があります。
- 補助金返還額が納期日までに納付されないときは、市交付規則第18条の2第4項により、遅延損害金（納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した額）を納付する必要があります。
- なお、加算金及び遅延損害金は、交付決定の取消額が納付された後、改めて請求します。

担当
電話